

千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針

千葉県（以下「県」という。）においては、社会経済・産業活動に伴う生産及び消費の拡大、生活様式の多様化及び高度化による住宅・社会資本の整備及び更新等に伴い、原材料や製品等が流通し集積するとともに、大量の建設資材廃棄物も発生しており、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）及びその最終処分量に占める建設資材廃棄物の割合も高いものとなっている。

その一方で、廃棄物の処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなってきており、最終処分場がひっ迫しつつあるほか、建設資材廃棄物の不法投棄や屋外焼却等の不適正処理が後を絶たず、建設資材廃棄物の処理が課題となっている。

このような状況の中で、県における生活環境の保全と持続ある発展を確保するためには、関係者の適切な役割分担の下で、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量を図っていくことが重要である。

県は、このような認識の下に、県内で施工される対象建設工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）第9条に規定する対象建設工事をいう。以下同じ。）について、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するため、法第3条第1項により、国が定めた特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針（平成13年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号）に即して、法第4条第1項の規定により、千葉県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（以下「本指針」という。）を定めるものである。

なお、本指針において用いる用語の意義は、法の例による。

一 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本的方向

1 基本的な理念

(一) 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的な理念

資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設資材廃棄物の廃棄等に至る各段階において、廃棄物の排出の抑制、建設工事に使用された建設資材の再使用及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進という観点を持った、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築することが必要である。

このため、建設資材廃棄物という個別の廃棄物に着目して、その再資源化等を促進するために、建設工事の実態や建設業の産業特性及び県の特性等を踏まえつつ、関係者の連携のもとに必要な措置を一体的に講ずる必要がある。

(二) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方としては、循環型社会形成推進基本法（平

成 12 年法律第 110 号)における基本的な考え方を原則とし、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、再生利用(マテリアル・リサイクル)を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収(サーマル・リサイクル)を行う。

これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

併せて、産業廃棄物を排出する事業者等が県内の自社処分場において自ら処理する場合には、千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成 14 年千葉県条例第 3 号。以下「県条例」という。)に基づき適正に処理しなければならない。

2 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材の非使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないよう努める必要がある。

(3) 発注者

対象建設工事の発注者(以下「発注者」という。)は、対象建設工事の発注にあたり、その届出、工事請負契約の書面への特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法並びに費用等の明記等、法に規定された義務を遵守しなければならない。

また、建設資材の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担等の責務を果たすとともに、元請業者に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(4) 元請業者

元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資

源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設工事において発生する建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者（以下「建設資材廃棄物の処理を行う者」という。）は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 県

県は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号。以下「政令」という。）第8条の規定により法に定める事務を実施する建築主事を置く市町村（以下「特定行政庁」という。）及び保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）との調整を図りつつ、特定建設資材の分別解体等に関する事務、特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務、解体工事業の登録等に関する事務を適切に処理することにより、発生抑制及び特定建設資材のリサイクルを促進することとする。

また、県は、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の発生抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供、普及・啓発等、必要な措置を講ずるよう努めることとする。

なお、県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、千葉県建設副産物対策協議会（以下「協議会」という。）を中心として、千葉県建設リサイクル推進計画（以下「推進計画」という。）及び千葉県建設リサイクルガイドライン（以下「ガイドライン」という。）等に基づき、建設資材廃棄物の発生抑制及び建設資材のリサイクルの促進を図ることとする。

(8) 市町村

市町村は、法第8条の規定により、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

具体的には、自ら建設工事の発注者となる場合においては、推進計画及びガイドライン等を勘案して、発生抑制並びに建設資材の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進を図る必要がある

また、特定行政庁は法に基づく特定建設資材の分別解体等に関する事務を、保健所設置市は法に基づく特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する事務を適切に処理する必要がある。

3 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

(一) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。

この技術は、特定建設資材に係る分別解体等の実施の対象となる建築物等により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じ、適切な施工方法により分別解体等が実施される必要がある。

また、特に大量の建設資材廃棄物を排出する解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術力の向上を図る必要がある。

(二) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物に係る現状及び課題を踏まえると、その再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。

また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

(三) 県における特定建設資材廃棄物を取りまく状況

(1) 建設工事をめぐる状況

建設業及び解体工事業の状況

県内の建設業の事業所数は、平成13年3月31日現在における建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた者であって、解体工事業を営むことのできる業種を集計した件数（千葉県内に本店のある建設業者のみを抽出）は、土木工事業約4千2百件、建築工事業約7千6百件、とび・土工工事業約4千7百件、延べ約1万6千5百件（重複有り。）となっている。

また、法に基づき解体工事業の登録を受けた者の数を集計すると、平成14年2月末で約230件となっている。

建設工事の実施状況

建設工事は、景気停滞の影響等を受けて、減少傾向にある。平成12年度において着工建築物件数が約4万件、建築物除却件数が約9千件となっている。

また、土木工事件数は、平成11年度において公共工事と民間工事を合わせて、約1万件（工事金額500万円以上）となっている。

(2) 特定建設資材廃棄物の発生の現状と今後の見込み

県内の平成12年度における特定建設資材廃棄物の発生量は、コンクリート塊（コンクリートが廃棄物となったもの並びにコンクリート及び鉄から成る建設資材に含まれるコ

ンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)が約93万トン、アスファルト・コンクリート塊(アスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。以下同じ。)が約121万トン、建設発生木材(木材が廃棄物となったものをいう。以下同じ。)が約16万トンとなっている。

なお、平成12年度におけるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率については95パーセントを超えているが、建設発生木材の再資源化率は約44パーセントとなっている。

また、今後の公共投資や経済の動向などを考慮し、将来における特定建設資材廃棄物の発生量を予測すると、アスファルト・コンクリート塊は、ほぼ横ばいで推移するものと考えられる。

これに対して、建築物解体工事からの発生比率が高いコンクリート塊、建設発生木材については、高度成長期に大量に建築された建築物が今後、更新期を迎えることから、長期的にみれば、その発生量も増加傾向になるものと考えられる。

(3) 特定建設資材廃棄物の再資源化施設等、最終処分場の立地状況

県内の平成14年3月時点における廃棄物処理法第15条の許可を受けた特定建設資材廃棄物の処理施設の立地状況をみると、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の破碎処理等を行う施設が110箇所、建設発生木材の破碎や焼却処理等を行う施設が39箇所となっている。

また、安定型最終処分場は、平成13年3月時点で17箇所、建設発生木材を受け入れることができる管理型最終処分場は9箇所、それぞれ立地しているが、新たな最終処分場の確保は極めて困難になっており、既存の最終処分場の延命化等を促進する必要があるとともに、建設資材リサイクルを促進することが求められている。

(四) 県における特定建設資材廃棄物を取りまく状況を踏まえた対応の基本的方向

(1) 対象建設工事の規模に関する基準

県における対象建設工事の規模に関する基準は、政令第2条第1項で定める規模とする。

建築物解体工事については、延べ面積が80平方メートル以上とする。

建築物新築又は増築工事については、延べ面積が500平方メートル以上とする。

建築物修繕・模様替工事については、請負代金の額が1億円以上とする。

建築物以外の工作物工事(土木工事等)については、請負代金の額が500万円以上とする。

(2) 再資源化等の距離に関する基準

県における指定建設資材廃棄物及び再資源化等をしなければならない距離の基準については、指定建設資材廃棄物にあつては、政令第4条に定められた木材が廃棄物となったものを対象とし、再資源化しなければならない距離の基準は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「規則という。」第3条に基づき50キロメートルとする。

ただし、対象建設工事を施工する場合であつて、規則で定める距離の範囲内に再資源化施設が存しない場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化することには相当程度に経済性の面での制約がある場合には、再資源化に代えて縮減すれば足りるものとしている。

二 建設資材廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

1 建設資材廃棄物の排出の抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、建設工事に使用された建設資材の再使用、建設資材廃棄物の工事現場場内での利用、建築物等の長期的使用等を図るなどにより、排出を抑制することが特に重要である。

2 排出の抑制に係る関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ、それぞれの過程において積極的に発生抑制に取り組むことが必要である。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、その耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、当該建築物等に係る建設工事を発注しようとする者の建築物等の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 発注者

発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要がある。

(5) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要がある。

(6) 県及び市町村

県及び市町村は、法第8条の規定により、国の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努めることとする。

三 特定建設資材廃棄物の再資源化等の方策及び目標設定等

1 再資源化等に関する目標の設定等

(一) 目標設定

再資源化施設の立地状況が地域によって異なることを勘案しつつ、すべての関係者が再生

資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後、特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率（工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率をいう。）の目標は、次表の左欄に掲げる特定建設資材廃棄物の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる率とする。

特定建設資材廃棄物	平成22年度の再資源化等率
コンクリート塊	100パーセント
建設発生木材	95パーセント
アスファルト・コンクリート塊	100パーセント

関係者は、この目標の達成を目指して発生抑制、再使用及び再生建設資材の使用等の促進を図るとともに、目標を達成した場合は、その実績を維持していくことに努めるものとする。

なお、再資源化等とは、再資源化及び縮減をいう。

(二) 公共事業における目標設定

県の事業においては、発生抑制並びに特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを旨とする。それを達成するために必要な施策を講ずることとする。

また、市町村の事業においても、法第8条の規定による再資源化等を促進し、できる限り最終処分する量をゼロにすることを旨とする必要がある。

(三) 目標の見直し

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標については、建設副産物実態調査等の結果、再資源化施設等の立地状況及び社会経済情勢の変化等を踏まえて、適宜、必要な見直しを行うものとする。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策に関する事項

(一) 基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

そこで、県及び市町村は、法第8条の規定による再資源化等の促進を図るため、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等を積極的に活用するようその制度の普及に努め、再資源化施設の整備を促進するとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を定期的に把握し、その整備を促進するために必要な施策を行うほか、国とともに産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成4年法律第62号）に基づく施策を推進する必要がある。

(二) 具体的方策等

(1) コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、

再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

(2) 建設発生木材

建設発生木材については、選別、破砕、再資源化の障害となる不純物除去及びチップ加工等を行うことにより、木質ボード、堆肥等の原材料として利用するとともに、熱を得ることに利用することを促進する。さらに、再資源化が困難な場合は適切な施設において焼却等による縮減を行うものとする。

また、再資源化に関する技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の確保、熱を得ることに利用する施設の活用等について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

(3) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破砕、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物、表層基層用再生加熱アスファルト混合物及び再生改質アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。

また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼動を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

(4) その他の建設資材廃棄物

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが必要である。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

(5) 最終処分

再資源化等が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分場で処分すべき品目（廃プラスチック類、金属くず（シュレッダーダスト等を除く）、ガラス、陶磁器くず、がれき類、ゴムくず）と管理型処分場で処分すべき品目を分別して適正に処理する必要がある。

さらに、県内では新たな最終処分場の確保は極めて困難であることから、既存の最終処分場の延命化を促進するとともに、減量化・再資源化等を促進し、埋立に依存しない処理システムを構築するよう努める必要がある。

四 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に関する事項

1 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用についての考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。

また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得よう努める必要がある。

(3) 発注者

発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要がある。

(4) 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得よう努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 県及び市町村

県及び市町村は、法第8条の規定による再資源化等の促進を図るため、国の施策と相まって、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、情報提供、普及・啓発等に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を利用するよう努めることとする。

3 再資源化により得られた物の公共事業での率先利用

県内で施工する公共団体等の事業においては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることが

ら、再生建設資材を率先して利用するものとする。

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、推進計画及びガイドラインに基づき、再生建設資材の利用拡大に努めることとする。

また、市町村は、法第8条の規定による再資源化等の促進を図るため、自ら建設工事の発注者となる場合においては、ガイドラインを勘案し、再生建設資材の利用拡大に努める必要がある。

五 環境の保全に資するものとしての特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等及び特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及に係る事項

環境の保全に資するものとして、分別解体等及び再資源化等の実施義務並びに再資源化により得られた物の利用促進に係る取組の意義について、県民等への普及及び啓発を図ることとする。

このため、県及び市町村は、法第8条の規定による分別解体等及び再資源化等の促進を図るため、各種の広報活動等を通じて、法に基づく対象建設工事の届出をはじめとする特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務等の内容やこれらが資源の有効利用及び環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が適切に行われるよう関係者の協力を求めることとし、その知識を普及させるための情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

六 その他特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する重要事項

1 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、それに要する費用が、発注者と受注者間で適正に負担されることが重要である。

(1) 発注者の責務

発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

また、自主施工者は、自ら負担する費用により特定建設資材の分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等を適正に実施する必要がある。

(2) 受注者の責務

受注者は、自らが特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、発注者に対し、特定建設資材の分別解体等及び特定資材廃棄物の再資源化等の実施を含む建設工事の内容について、書面により十分に説明する必要がある。

また、受注者と下請負人との間においても、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

(3) 工事請負契約の締結

発注者及び受注者は、法令の規定に基づき特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材

廃棄物の再資源化等の方法及び費用等について工事請負契約の書面に明記し、署名又は記名押印のうえ相互に交換することにより、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることを相互に確認する必要がある。

(4) 県及び市町村の責務

県及び市町村は、法第8条による分別解体等及び再資源化等の促進を図るため、県民に対して、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

2 各種情報の提供等に関する事項

県は、対象建設工事受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の稼働情報、対象建設工事発注者等が当該工事の注文を行うに当たって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように、インターネット等を活用した国が整備の支援をする情報システムの活用及び普及に努めるものとする。

3 分別解体等及び建設資材廃棄物の処理等の過程における有害物質等の発生の抑制等に関する事項

(一) 有害物質等の発生の抑制等

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、廃棄物処理法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければならない。

(二) アスベストの取り扱い

建設資材廃棄物の処理等の過程において、粉砕することによりアスベスト粉塵が飛散するおそれがある非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要がある。

(三) CCA処理木材の取り扱い

防腐・防蟻のため木材にCCA(クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。)を注入した部分(以下「CCA処理木材」という。)については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として除去施設を有する焼却又は管理型処分場への埋立を適正に行う必要がある。

4 自治体間との連携協力

(一) 市町村との連携協力

県は、特定建設資材廃棄物の発生の抑制及び特定建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するために必要な事務について、合理的な役割分担を図るとともに、事務の円滑な処理のため情報交換を行う場を設けるなど連携協力していくこととする。

(二) 県と近隣都県との連携協力

住宅・社会資本の整備及び更新等にあたり、建設資材は都道府県の境界を越えて広域的に流通しており、建設業の営業活動や建設資材廃棄物の処理等についても広域的に行われている。

県は、このような状況の中で、一体の経済圏を形成している近隣都県において、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等に係る事務を円滑に運用するため、近隣都県と情報交換を行うなど連携協力していくこととする。

七 特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施の確保等に関する事項

1 特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施の確保

(一) 実施要領等の運用

県は、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等並びに解体工事業の登録等に係る事務を円滑に運用するため、助言又は勧告を行う場合の処理方針、命令を行う場合の処分基準、報告の徴収、その他必要な事項等について千葉県における特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する実施要領」(以下「実施要領」という。)を定めることとする。

(二) 特定建設資材の分別解体等実施の確保

県又は特定行政庁は、法第8条の規定による分別解体等の促進を図り、法に定める特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するため、本指針、実施要領等を勘案し、届出の受理、審査及び命令、通知の受理、助言又は勧告、命令、報告の徴収、立入検査等を行うことその他必要な措置を講ずるものとする。

(三) 特定建設資材廃棄物の再資源化等実施の確保

県又は保健所設置市は、法第8条の規定による再資源化等の促進を図り、法に定める特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するため、本指針、実施要領等を勘案し、申告の受理、助言又は勧告、命令、報告の徴収、立入検査等を行うことその他必要な措置を講ずるものとする。

2 本指針の見直し等

県は、法の施行状況、県における特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況、特定建設資材の再資源化施設等の立地状況及び社会経済状況の変化等を踏まえ、適宜、本指針の内容について見直しを行うことその他必要な措置を講ずるものとする。